

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）の原子炉施設〔HTTR（高温工学試験研究炉）〕の変更に係る設計及び工事の計画の認可申請（1次ヘリウム循環機回転数制御装置の更新）に係るヒアリング（3）
2. 日時：令和6年1月17日（水）16時30分～17時50分
3. 場所：原子力規制庁10階会議室（TV会議により実施）
4. 出席者：  
原子力規制庁  
原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門  
加藤上席安全審査官、伊藤主任安全審査官、篠田試験炉係長  
  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
大洗研究所 高温工学試験研究炉部 次長 他3名  
安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部  
施設保安管理課 主査
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. その他  
資料1：HTTR原子炉施設 設工認（1次ヘリウム循環機回転数制御装置の更新）（申請書上の誤記について）  
資料2：HTTR原子炉施設 設工認（1次ヘリウム循環機回転数制御装置の更新）

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	原子力規制庁の塩田です。では、定刻になりましたので、PCTRの設工認に係るヒアリングということで始めたいと思います。
0:00:12	本日は資料二つをご用意いただいております、一つが、
0:00:16	今回のコメントを受けて、設工認の、
0:00:20	この資料について修正した上でもう一つが申請書の動きについてということだと思います。まずは、申請書の誤記についてという方の説明をまずお願いします。
0:00:32	はい。HTTR計画課の野尻と申します。それでは合計について説明したいと思います。資料について共有させていただきたいと思います。
0:00:49	すいません表紙は全く同じなんです、こちらの動きの方の資料となっております。
0:00:56	まずですね今回申請いたしましたし、申請書について以下の動きがありました。まずその誤記の内容についてご説明したいと思います。
0:01:09	場所につきましては申請書の初めの方にあります5ポツの設計部工事区ある比率鳴海システムにということのですね、法令名称の誤記というものでございます。
0:01:23	本来この原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則というところをですね原子力ではなく研修というふうな、
0:01:36	誤記をしてしまったというものでございます。これにつきまして
0:01:43	大阪におまして本規則の施行後のですね、令和2年4月1日以降のHTTRから提出しました設工認申請申請書につきまして確認しましたところ、
0:01:56	6件の誤記が判明したというものでございます。
0:02:00	文献につきましては大洗の常陽の設工認の申請書についてですね同様の動きがあったの運営をですね原子力規制庁様からの、
0:02:12	ご指摘いただいたものを、状況にしまして、こちらの方で確認したというものでございます。
0:02:19	議案はここに書いてます、個別のところの設計及び工事から比留間委員システム、この一番最初の記載のところ、ここがですねちょっとこのウエートを本来、6原子力施設のところを原子炉施設というふうに誤記してしまったというものでございます。
0:02:36	今後の対応についてちょっと議論しますが
0:02:40	大洗の品質保証上ですねリリース後の、
0:02:47	不定期につきまして評価することとなっておりますが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:52	すでに市認可いただいておりますこの物件の後につきましては、ドイツの法令名称の動きでございましてこの語尾につきましては
0:03:04	以降のですね比留間 1 システムの撤去についての問題は合意を要してしまうようなことはなく、この現在の認可済みの施設につきましては、
0:03:16	やっぱり紙でおりますQAす。
0:03:19	P12 往来のですね該当します品質計画書に基づきまして、品質管理がなさってなされているため安全上の影響はないというふうに、
0:03:29	評価しております。
0:03:32	続きましてこの動きについての対応についてでございますが、
0:03:36	現状はですねこのような書きぶりになっておりまして、原子、原子力施設のちょっとこれも誤記ですが、こういった規定に培養する該当するような届け出を出して、
0:03:48	それを踏まえて作成しました計画書に基づいて、
0:03:52	設計及び工事の品質管理を行うというような記載であります、これにつきましてはこの赤字で書いておりますように別紙に、大洗研究会出場原子炉施設等飛散物計画書。
0:04:08	(9) SP10 に基づき設計及び工事の技術管理を行うというふうにはですね、今後PE も含めましてこのように変更したというふうを考えております。理由としましては
0:04:20	すでにですね届け出を出した後にですね、許可の
0:04:28	変更出しまして、令和 6 年 11 月 28 日の方の許可を終えておりますので、グラフに届の記載は必要ないかというふうに判断しまして、このように簡略化して補正をしたいというふうを考えております。
0:04:41	あとこういった不備を起こしてしまいましたので、IT化における改善としましては、本書につきましては割れ研究医療の適合管理の要領に、
0:04:53	基づきまして是正状況を実施して最初の進出を見ていきたいというふうを考えております。
0:05:00	どうも。
0:05:01	過去にですね誤記がもっと認められたものについてはですね、この①から⑥というふうになっておりまして、
0:05:08	令和 2 年の 8 月の 31 日に新規制基準対応の設工認、これは 4 回に分割しておりますがその申請の一部補正。
0:05:19	2 回の一部補正参加の一部補正、それから放管第一課の修正益補正があり、量は 3 として、その時にあったもの、それから今回一次ヘリウムの循環器の大瀬教授の更新ですが、
0:05:34	25 年にはそれと同様のですね 2 次ヘリウム循環系の解析装置の更新これにつきましてもちよっと同様のものがありまして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:44	その一部補正これも合計 6 件というふうになっております。説明につきましては以上となります。
0:05:56	規制庁の塩田です。ご説明ありがとうございました。今回の申請書上での動きについては今後第 3 は、補正にて、その修正をされるという、
0:06:06	ことだと思えます。それ、そこについては承知をいたしました。
0:06:11	これについては、マネジメント計画書の中にも、正しい規則名称を読み込んでいるので、タイトルから落としてもということだったかと思えます。そこについても、そういうふうに進められるということでもいいのかなと思えます。
0:06:29	はい、ありがとうございました。これ、このような補正を進めて点につきましては是正処置を進めていきたいと思えます。
0:06:46	木曾城野塩田です。
0:06:48	それではですねほかこれについて何がなければ、施行に。
0:06:54	どうも、資料の説明に入っていたかと思えますので、CD-R の二つ目の資料の説明をお願いします。
0:07:03	はい。HTTR 太田管理課の平戸と申しますよろしく願いいたします。
0:07:09	それではまず資料の共有をさせていただきます。
0:07:14	前回 11 月 6 日にですね、
0:07:20	ご説明しました資料からの主な変更点を中心に説明させていただきます。
0:07:28	まず 2 ページ目ご覧ください。
0:07:31	設計条件設計仕様をが書いてあるページでございますけども、下の設計仕様ですね、こちらの記載を若干修正しております。
0:07:43	2 行目の後ろの方、本先生の対象はというところからです。
0:07:49	この申請の対象が電力の回転する制御を行う周波数変換器であり、回転する制御範囲に変更はないという書き方に変更してございます。
0:07:59	前回はですね、周波数変換系による主回転数制御範囲を除く事項については対象外であるという書き方をしたので、見方によってはその回転数制御範囲が、いわゆる変更されてしまうのではないかと。
0:08:15	というような、読み方ができましたので、そこを明確にするために、修正いたしております。
0:08:23	さらに、この設計仕様の何倍にあります就職でございますが、この注釈については、次のページにある設計仕様表ですね。
0:08:34	ここの欄外に記載していたものをですねこの設計資料のページの方に持ってきました。
0:08:43	こちらのページの修正は以上です。
0:08:47	次がですね、5 ページ目ご覧ください。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:53	こちらは周波数変換系の機能ということで安全重要度分類に応じた要求がどのような要求があるのかというのを示している資料でございます。
0:09:06	こちらですね
0:09:10	この機能がどういった目的で、求められているのか、どういった目的でこの周波数変換器が機能するのかというその目的はですね。
0:09:21	ちょっと若干その内容が薄かったというところがありますので、
0:09:26	そこを記載してございます。主に丸尾都丸さんですね、MSさんのところでバウンダリーの温度上昇の抑制機能というのが、明細でございまして、
0:09:38	これというのはもともと異常な過渡変化時ですとか設計基準事故時において燃料温度が上昇した場合にですね。
0:09:47	バウンダリーを構成します圧力大きなとか、配管等が橋梁を超えないように、一次系の循環器を止めるような機能と、
0:09:58	ということで、これは許可の添 10 のほうにも要求がありまして、
0:10:02	いわゆるその機能の内容をですね、具体的にお示しさせていただいております。
0:10:12	③の方に関しましても、これは過冷却による反応度添加の抑制機能ということで、
0:10:19	これは、
0:10:21	どういった事象を想定しているかと言いますと、
0:10:24	回転数制御装置等が故障や誤動作によって、一次冷却材が、
0:10:30	異常にこう上がってしまって、逆にこの菱安方向にですね、こう行ってしまった場合は、燃料温度が急激に低下することで反応度添加。
0:10:42	がなされてしまいます。
0:10:44	そういった事象を防止する観点から、階段数が上昇した場合にはですね、インバータファイルを提出させるという機能になってます。そういった、どういった事象を想定しているのかというのを、
0:10:58	具体的に記載させていただきました。
0:11:03	次、6 ページ目いきます。
0:11:07	こちらは周波数変換関係の機能をですね、わかりやすくAで示しているものでございますけども。
0:11:15	まず、この周波数変換器の線で括弧点線で囲っているところですね、これは前回のインバータ回路ってということで、書かせていただいているんですけども。
0:11:28	具体的には、このインバータ回路がどういった動きをするのかというのをわかりやすく、この四角の中に書きました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:37	上のインバーター街道の中の、まず一つ目上の四角の方がですね、実際そのヘリウム循環器が運転しているときです。これはプラント制御装置プラント制御系から、
0:11:50	回転するしが、このインバーター回路に入りまして、その回転数指令に応じて、周波数と電圧をですね、調整することで、ヘリウム循環系を運転すると。
0:12:03	彼、逆にですねその下の点線で囲っている方、これはヘリウム循環器を提出する方の動きでございます。
0:12:13	これは、回転数高校、
0:12:15	の信号によって、インバーターを提出することで、周波数と電圧がこのインバーター回路から出力されなくなります。
0:12:25	それはイコール、ヘリウム循環系が止まるという機能でございます。
0:12:31	ここの機能を具体的に記載させていただきました。
0:12:36	さらに、このインバーター回廊というのが、今までGTOを、
0:12:43	頭を言われている。周波数変換器ではなくてですね、現在、世の中で主流となっているICDインバーターというものに、型式が変わるんですけども。
0:12:54	そのIGBTインバーターというのがどういったものなのかっていうのを、この右側の四角に記載させていただいております。
0:13:03	これ現在主流となっておりますファースト半導体ですね、こちらを用いたIGBTインバーターというのがあるんですけども、これは実用性リストにバーと比べまして、いわゆるスイッチング速度、
0:13:15	これは半導体装置、素子がいわゆるカチカチカチと、方法を繰り返す速度ですね、こちらが非常に速くなっていて、かつ、その駆動電力が小さいなど、
0:13:29	一般的にはそういったことが言われております。
0:13:32	そういったもので、現在このような中では終了となっている。
0:13:36	もの。
0:13:37	こちらを書かせていただきました。
0:13:41	次のページ7ページをご覧ください。
0:13:45	こちらが回転数制御装置の設置状況を写真で示してございます。
0:13:51	まず左側の上に配置してございますのが、今回構成する対象であります、一次加圧水冷却機能の3台。
0:14:00	でございます。
0:14:02	具体的な設置場所としましては、原子炉建屋の地下三階、非管理区域になります。
0:14:09	その下の写真、こちらは左と右で2年ぐらいございますけども、左側が中間熱交換器を、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:19	右側が二次加圧水冷却用ということで、右側の 2 次加圧水冷却用に関しましては、
0:14:29	昨年ですね。
0:14:30	更新んしております、新しい、
0:14:35	機種になってございます。
0:14:38	今回の更新対象今回の申請対象は、左側、
0:14:42	伴でございます。こちらの設置場所の原子炉建屋地下三階の非管理区域にございます。上と下では部屋は別々なんですけど、
0:14:52	隣り合ってる部屋でございます。
0:14:56	その右側の写真、こちらが一次加圧水冷却系の盤面機器配置状況ということで、いわゆる既設の古い方のタイプの、
0:15:07	坂内状況になります。この赤く点線で囲っているところ、これがインバーター回路になります。大体坂野、目 3 あたりについているようなものです。
0:15:21	右側が新しい、もうすでに構成してある 2 次加圧水冷却用の番外状況ということで、これも点線に囲ってございますが、
0:15:33	大体この伴の中腹辺りにインバーター回路が設けられてございます。
0:15:41	下の方へ執行部で囲っておりますが、こちらの耐震クラスがですね C クラスでございます、
0:15:48	この坂野、
0:15:51	床面については shall エースですとか、そのチャンネルベースと、この盤自体を取りつける据付ボルト等は、技術賞を、
0:16:01	使用いたします。南條亮高さに関しましても、新しいものは、重量が小さくなりまして、佐竹も若干低くなってございます。
0:16:14	次 8 ページ目ご覧ください。こちらは建屋平面図を示しておりますこちらで設置場所をお示してございます。
0:16:25	これが原子炉建屋地下三階の平面図でございます。大体、奥層の辺りに黒く網掛けをしているもの。
0:16:37	3 台ございますが、
0:16:39	こちらは一次加圧水冷却系の 3 台、新しい場所、新しいものに関しましての設置場所の変更はございません。既設の場所に取りつけます。
0:16:48	で、その右側の部屋、こちらが、上田は、網掛けの部分が中間熱交換系を公開の対象です。
0:16:56	下の収益のものが二次加圧水冷却用ということで新しいものになります。こちらの設置場所の変更はございません。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:08	9 ページ 10 ページは変更、修正ございませんで、11 ページをご覧ください。こちら は具体的に使用前事業者検査の検査項目を記載してございます。
0:17:23	前回 11 月 6 日の資料ですと、特にこの機能検査ですね。
0:17:28	ヘリの場合関係を提出させるような、そのインターロックを確認する検査なんですけ ども、ここもちょっとその検査の内容は具体的にし、
0:17:40	お示してませんでしたので、ここも具体的に記載してございます。
0:17:46	具体的には先ほどご説明したA3 のところの資料で、こういったこの動きをするの かどういったインターロックが働くのかっていうのをご説明しましたが、
0:17:57	その内容を記載しております。
0:18:00	一つ目がヘリウム循環器、スクラム信号が 8 されるときに、
0:18:05	ヘリウム常務関係を止めるためにですね、放流遮断機、
0:18:11	開放させて、
0:18:13	直流者の案件を、逆にこう動かして、直流電源を並列循環器に流すっていう動作 があるんですけども。
0:18:21	その遮断器の動作を確認する機能検査をやる、さらに回転数高校を周辺関係を 止めるという機能もございますので、
0:18:33	それを、インバーター回路からですね周波数ですとか低圧が出力されないことを 確認すると、いうふうに機能検査の、
0:18:43	検査内容を具体化させていただいております。
0:18:49	次のページが 12 ページでございます。これは許可との整合性を、を説明している ものでございます。
0:18:57	まず上の文章の 2 のですね、そちらの前の資料ですと、現行の 3 の設置許可 申請書がまだ補正段階でして、
0:19:08	補正段階であるからこういう記載の適正化を図って変更するっていう書き方されて たんですけども、もうすでに補正中ではなく、
0:19:18	許可済みとなっておりますので、ここの記載の適正化を図らせていただきました。
0:19:28	表がですね三つ並んでいると思いますが、一番右の表、これが、
0:19:33	既設の設工認申請書の記載を示してる表をここに載せております。これは前は 一番最後のページに、参考資料として、
0:19:44	載せていたんですけども、他の許可。
0:19:49	あと交代制申請する設工認と整合が、見やすいようにですね。
0:19:56	総務省のページからここに持ってきました、移動してきました。
0:20:02	この三つ表を見ていただくとわかるんですけども、まず、中間熱交換器用の電動 機出力、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:20:11	左から 190 キロワット、真ん中の表で 560 キロ。
0:20:17	運用の表だと 260 キロということで、現行の許可申請書等、既設の設工認申請書の、
0:20:27	この中間熱交換器を電動機出力の記載は相違が出てるといことで、この騒音について、
0:20:35	下の方に、その理由を述べさせていただいております。
0:20:41	季節を、まず、実際に現場についているものですね、この既設の電動機出力というのは、この既設工認、一番右の表です。
0:20:51	続いて、260 キロワットと記載されておまして、この内容にて使用前検査当時平成 3 年になりますが、を受験しております。
0:21:02	当初の許可申請書プラン昭和 63 年のものですね一番最初のもの。
0:21:07	不破電力出力を 190 キロワットと記載しておまして、それからずっと 190 キロワットできてることで、その許可申請書と設工認の記載に相違が生じている。
0:21:19	というのがまず実情でございます。
0:21:22	新しい電力出力につきましては、
0:21:26	その許可申請書の本文ではなくて添付書類に記載されており、その添付書類のみの補正というのもできない等々の、
0:21:37	状況を勘案してですね最終的にはですね、この現場についての技術資料というのは、
0:21:44	公設公営申請書、一番右のやつですね、これで明確化し、使用前検査に合格しているというのが実情です。
0:21:54	それで、その使用前検査で受けた容量と実際について電力出力というのは、260 キロワットで合っているという状況でございます。
0:22:08	次のページでございます。これが技術基準規則との、適合性に係る説明でございますが、
0:22:17	こちらまず修正したのが 6 条ですねこれ実線の損傷の防止ということで、
0:22:23	ここもですね記載をぐう具体化させていただきました。
0:22:32	すいません、失礼しますちょっと今放送が流れてますので、
0:22:59	恩田委員、ありません。はい。失礼しました。
0:23:06	この第 6 条の第 1 号、なんですけども、説明の必要性の有無はなしのままで変わりませんが、なしとした理由を具体的に記載しました。
0:23:18	更新対象設備は対巡視クラスでありまして、既設の設備版ですね、と比較して、
0:23:26	橋梁等上新でありまして、かつ、
0:23:30	既設設備のチャンネルベースに固定することから、いわゆる許可の設計方針に影響を与える恐れがないため、該当しないという記載にしております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:41	続きまして下行きまして第 11 条ですね。
0:23:45	こちらは機能の確認ということで、
0:23:47	こちらも、なしとした理由を、具体的に記載させていただいております。
0:23:53	本申請の対象設備は一次冷却材の循環を目的とした設備に係る制御盤であり、設備の機能を確認するための試験または検査及びこれらを機能健全に維持するための保守、修理の方針変更がないため該当しないという記載とさせていただいております。
0:24:11	次のページが、
0:24:14	第 21 条。
0:24:16	安全設備でございます。
0:24:18	本申請の対象設備は、一次冷却材の循環をした。
0:24:23	制御盤であり、制御方式に変更がないことから、既許可の設計方針に影響を与えないため該当しないという記載にしております。
0:24:41	はい。
0:24:44	おりまして、17 ページです。
0:24:47	こちらが実際、適合性を説明する条文に、まず 28 条ですね。
0:24:55	こちらは、
0:24:59	技術基準規則、と適合性のところですね、こちらは変更ありません。ただ一次ヘリウム循環改善製油装置の交通において、運転状態に応じた一次冷却材の循環流量を確保するためと、
0:25:13	ということで、この運転状態っていうのが、どういった状態なのかっていうのをちょっとご説明いたしますと、
0:25:21	これはですねHTTRっていうのは、原子炉の運転状態、運転パターンっていうのは、いくつかございまして、
0:25:31	まず原子炉出口冷却材温度を 850 度MACCS850 度にして運転をする低カトウ運転。
0:25:40	さらに 950 度にする運転。
0:25:43	あとは、熱交換系を 1 台用いて冷却する単独運転。
0:25:50	夏井冷却機を 2 台使う、並列運転というパターンがございます。
0:25:57	で、その運転モードに応じて、ヘリウム循環器のいわゆる循環流量ですね。
0:26:07	が変わってきます。
0:26:10	従いまして原子炉の運転状態に応じて、1 冷却材の循環流量の制御する、値がですね、変わるということで、この運転状態に応じたと。
0:26:23	いう記載をさせていただいております。
0:26:28	次の 18 ページが、54 条ですね。ええ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:36	こちらはですね、
0:26:39	先ほどご説明したバウンダリーの温度上昇ですとか、過冷却による反応度添加、
0:26:48	を抑制するために、
0:26:50	いろんなその保護動作周波数変換器の保護動作が働くんですけども、
0:26:58	この
0:26:59	十分で言ってる。
0:27:01	下ですね、バウンダリに与える負荷っていうのは、このバウンダリーの限度上昇いわゆる温度上昇がこの何々に対する負荷になります。
0:27:14	もちろん反応度添加がされれば、その結果としてどんどん上がりますので、
0:27:20	その温度が上がることで、バウンダリー、
0:27:23	の負荷になって、バウンダリーがいわゆるに影響をおよぼしてしまうと。
0:27:33	いう時とでございます。
0:27:38	従いまして、この上部、54 条の条文に書いてある。
0:27:43	いわゆるこの最後のところですね、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器に代わる負荷、
0:27:52	というのが、いわゆるその温度上昇、ヘリウムの温度ですね、バウンダリの温度上昇。
0:27:59	という、
0:28:01	対策でございます。
0:28:06	で、次のページ、2 ページに渡って、ちょっと参考資料として、写真を載せさせていただきました。
0:28:15	これは実際 2 次ヘリウム循環器海底制御装置の現地工事の風景写真ですね、になっています。
0:28:27	実際には左側、既設盤の撤去作業、これいわゆる坂幼稚園ブロックでつり上げてですね、ローラーで、手前に引っ張ってですねを撤去すると。
0:28:38	というような作業風景になってございます。
0:28:42	右側がその撤去スタートですね。
0:28:45	この黒い四角で囲っている部分というんですかねが、チャンネルベース、既設のチャンネルベースになります。ちょっと
0:28:55	チャンネルベースの上にはいろんな資機材がちょっと置いてあってですねちょっと見づらいかもしれないんですけども、こういったものを取り除くとですねこういった風景になります。
0:29:08	逆にその下の写真行きますと次のページにいきますと、新設盤の反映ということでこれもですね基本的には撤去した逆の手順でですねローラーで、このチャンネルベースの上まで持ってきて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:22	チェーンブロックで、チャンネルベースまで下げてですね。
0:29:27	Vレスもつけていく。
0:29:29	ということで、新設盤の設置の社章を載せてございます。
0:29:37	説明は以上になります。
0:29:45	規制庁の塩田です。説明いただきありがとうございます。ではですね、から、今やる説明と資料について、こちらから幾つか確認をさせていただきたいと思います。
0:29:57	まずですね、一覧資料の全体の資料からの変更点というところで、
0:30:07	まずはこのスライドで、5 ページですね。
0:30:14	はい。6 ページに記載いただいているこの機能を含んで、②と③についてはですね、確か前回の資料で須藤最後の部分が、直流遮断器を動作する。
0:30:26	インタロック機能とか、③の方も確かインバーターカードを停止させるインタロック機能っていう記載をされてたと思うんですけど、ここでインタロックという文言を削除した理由っていうのは何かあるんでしょうか。
0:30:44	特に
0:30:46	乖離がないんですけどもこの文章を作る上でちょっと記載の適正化を図って、いわゆるその、
0:30:52	規模を同じようにですねインタロック機能と機能ということで、そのインタロックっていうのはこの上に書いてあるその遮断器を動作させる機能っていうのが、いわゆる、
0:31:03	イコールインタロックなので、そのインタロックっていう単語ですねここに載せなくても、おわかりいただけるかなという理由で、削除しております。
0:31:15	規制庁者です。特段より金がいるというものではないということは承知しました。
0:31:22	麻生です。
0:31:26	山原さんで確認、5 ページと 6 ページの間と両方に関するものになるんですけど、まず 6 ページに記載いただいている機能が医薬という対応済み。
0:31:41	についてなんですけど、前回の資料ですと、確か、安全保護回路から制度停止指令が出た際、インバーター側にも確か停止信号が出ると。
0:31:51	いうふうに記載されたと思いますけれど。
0:31:54	こちらで宗の記載がなくなってるのはどういった理由なんでしょうか。
0:32:00	はい。
0:32:02	これはですね、最終的に行う原子炉スクラム称号が出た場合というのは、この遮断器を提出させる、遮断機をですね。
0:32:14	動作させる、信号が出る。
0:32:18	んですけども、それと同時にもちろんインバーターのためにということになってます。ただ、いわゆるその設置許可の添 10 で、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:28	あくまでも担保しているのが、この、
0:32:31	遮断器を動作させるというところを、最終的なその担保事項としているので、
0:32:37	そのインバーター回路を停止させるっていうところは、いわゆる削除をさせていただきました。
0:32:46	ただ、いわゆるこの改善する方向というのは、インバーターを提出させるというのが、
0:32:52	最終的なそのインターロックになってございますので、
0:32:57	そのいわゆるその許可上ですね、いわゆる要求されているところを明確に、進めさせていただいております。
0:33:13	規制庁の芝です。一応事実としては、インバーター具合にも信号が出るには出るということなんですね。その通りです。
0:33:32	します。石井。
0:33:47	聞くとはどういうところが実際に今日あるっていうこと。
0:33:54	新城先生が続けてここをスライドする確認事項なんですけど、単純に事実確認としてなんですけれど、遮断機の提出等は安全保護回路からの信号によって行われるってことなんですけど、一応この周波数変換器自体は、
0:34:11	安全保護系とは切り離されていて、冷却系統。
0:34:15	南がイトウしてるという理解でよろしいでしょうか。
0:34:19	HTTR平戸です。はいその通りでございます。この周波数全般系を含む回転制御装置は安全保護回路には該当しておりません。
0:34:36	規制庁の診断です。
0:34:39	続いてなんですけれど、ここのスライド6ページ目の、この第6ページ目で記載いただいている機能関係についてという観点で、
0:34:52	確認するんですけれど、今回010203と、スライド5ページの方で、昨日記載記載いただいておりますけれど、今回の方針の範囲でいうと、
0:35:05	直接的には通す②ですか。
0:35:09	この安全部会後からの、
0:35:12	市、
0:35:13	の制度停止者ヤンキーの動作っていう意味ではこちらでは更新する機器。
0:35:21	に直接関係してるわけではないけれども周波数変換器のモデル機能としてまとめて記載いただき、記載いただいているということのかなと思いますがその理解でよろしいでしょうか。
0:35:34	はい。そうですね。
0:35:39	6ページのAを見ていただくとわかるんですけども、あくまでも今回の方針、対象としましてはこの点線で囲っている、インバーター会の部分。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:49	になりますので、直接的にこの②というのが、該当するわけではありません。
0:35:59	社長を申し上げます。これは前回の資料からこちらのスライドのタイトルを改善する制御送信から終末変換器の機能というふうに変えられてるのも多分そういう。
0:36:09	ところを加味してないかなと思っています。
0:36:21	それではすみませんこちらを単純に、おそらく動きなのかなと思ってるんですけど、スライド5ページにある表の部分ですね、安全重要度分類表、こちらに記載いただいている。
0:36:32	ヘリウム循環器の周波数変換器、括弧最大回転数の抑制機能と、
0:36:40	右側の欄の一番所の部分ですね、こちらなんですけど、共管書類を見ると、最大回転数の制御制限機能というふうに書いてある、それはここは動きなのかなと思いますのでちょっとそこはご確認お願いします。
0:36:54	についてありがたいです。確認して、修正させていただきます。
0:37:15	規制庁もシノダです。
0:37:17	こちら尾上のための確認ですけども、スライド6ページにされている周波数変換器の機能が維持なんですけれどもここ2、思っている登録し、登録というか、
0:37:31	抵抗設備の構成。
0:37:33	構成機器っていうのはこれを一応許可上での登録とは整合しているんですよ。というのは、西系の時にいただいた資料と若干くり方というか、図の萩谷四方が違っているように見えたので、その許可後の矛盾だけないのが、
0:37:48	確認できればいいのかなと思っておりますが、そこについてご確認をお願いします。
0:37:55	一井田内大戸です。はい。基本的にはその許可ベースで
0:38:04	この名称ですとか、そういったのが定めております。
0:38:12	理事経営の時はずいぶん、いわゆるこの、重要度分類上ですね。
0:38:18	尾上さんのところとか、そういったところの記載がございませんでしたので、
0:38:26	ここは一次系と二次では、実際その許可上の重み付けが違うということで、若干、同じ系統、Aが異なっておりますが、これはあくまでもポカベースの、
0:38:40	いわゆる城野等々を見てですね。
0:38:45	ええ。
0:38:47	変えております。
0:38:54	規制庁の正田です。承知しました。
0:38:58	は
0:39:03	これは参考情報としてお聞きを伺いたいんですけど。
0:39:09	この周波数変換器の機能ですね①②③とありまして、②と③が今、MSのクラス3というふうになってるんですけど、これ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:20	このクラス分類について何か、新規制基準対応のときであるとか、何か議論というのがあったのかなっていうのを、
0:39:27	お聞きしちゃって。というのは単純にバウンダリーの方って考えるとMSクラス2でもいいような気も。
0:39:34	違うんですけど。
0:39:36	後ですねここがMSクラス3になってる理由について何か投資議論なり説明をもしされていれば、教えていただければと思います。
0:39:45	はい。ピー・シー・エーちゃんヒラドです。ちょっと私が記憶してる中では、特に
0:39:52	このLM関係の周波数変換器に関しましては、特段そういった議論はなかったと記憶しております。
0:40:03	規制庁の庄田です。承知しました。
0:40:09	それではページ移りまして、17、58 適合性の説明の部分ですね、こちらについて、
0:40:21	確認をします。教育の説明いただいた通り、まず、28 条の方については後の運転状態というのは、5 年を、いわゆる運転モードというか、単独なのは並列なのか、低角な無効なのか、程度に応じて、
0:40:35	のものだということで、
0:40:39	あとですね、まず手法として原子炉というか、市試験研究用等原子炉施設の運転状態とかそういったことになるのかなというふうに思います。
0:40:51	次に、
0:40:53	54 条ですね、こちらの方については、この負荷というのは温度上昇である、ということ許容温度高
0:41:04	るといって防ぐためにこの温度上昇っていう負荷を、
0:41:08	負荷を抑制すると、そのために、
0:41:14	反応冷却による反応度添加と。
0:41:20	を抑制するという、
0:41:25	曾田三成の温度上昇の抑制機能を持っているという共通として局こちら二つ、今、
0:41:34	温度上昇及び海脚による反応添加を抑制するためでありますけど、基本はどちらも、想定している負荷としては温はバウンダリーの構成機器の温度上昇ということになるということですね。
0:41:45	HTTR平田です。そうですね。火力の反応度増加っていうのも結局はその反応度添加されて出力が上昇して、温度が上がってってしまうということなので最終的にははい。
0:41:58	こちらの温度上昇を想定しております。
0:42:05	規制庁志村です。承知します。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:15	はい、わかりました。貴重カトウです。すいません。ちょっと細かい何点か教えてください。
0:42:24	今回の5ページ目6ページ目の関係上、
0:42:34	あくまで5ページ目網を②のですね、温度上昇の抑制機能っていうのは、許可上においては6ページ目の、
0:42:45	この今回の更新対象の回転数制御装置に係る内容ではありませんと。
0:42:53	ですので、今回の更新対象の解決制御装置に係る、機能としては、①と③。
0:43:05	であるっていうふうに認識しましたけどその通りでいいですか。
0:43:10	HTTRの平戸です。はい。その通りでございます。その場合ですね、18ページも54条の説明を。
0:43:24	していて、それで、適合性の説明として、
0:43:31	2行目のところですけど、一次ヘリウム循環機能、停止機能及び最大回転数の制御機能を確保したっていうふうに言っているんですけど。
0:43:45	6ページ目を見たときに、
0:43:48	これって基本的に聞こえるですよ。
0:43:53	要するに、降灰点数の方向信号を受けて、ヘリウム循環器が停止するっていうことですよ。
0:44:03	地帯だとですね、そうですねヘリウム純化改定する方向を受けて、インバーターとまった方の順番では止まるという範囲。
0:44:13	私はだろう、ここで言っている、一時IBM循環器のページ機能っていうのは、
0:44:20	5ページ目の機能の②を受けてじゃなくて③を向けてっていうことで、イコールということであれば、
0:44:30	ちょっと書き方って違うんじゃないかなと思っているんですけど。
0:44:37	よそ最大回転数の孔口警報を受けて、一次費用循環器の停止機能を確保したっていうような感じなのかなと。
0:44:48	一番最初はですね、この一次ヘリウムの中間系の停止機能っていうものが、5ページ目っていう、②。
0:44:57	②に当たるからこっっていうのを書き分けているのかなと思ったんですけど、②がないとすると、57条の、この二つの機能を持つていうよりは、
0:45:10	最大回転数の交付を受けて、一次ヘリウム循環器が停止するっていう方がより明確もんだと思うんですけどいかがですか。
0:45:27	BHRヒラドめ数。
0:45:30	そうですね。確かにこういう書き方ですと、そういった議論を招いてしまいますので、ちょっとここは記載内容をちょっと

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:45:43	確認させていただいて、ちょっと適正化を図らせていただきたいと思います。なんかこれあと、機能が二つありますっていう感じに受け取れるんですけど。
0:45:55	基本的には多分停止機能がありますっていうことなんですよ。
0:46:01	何かないとなると多分そういう認識なんじゃないかなって思いますのでちょっとご検討していただきたいと思います。
0:46:10	それとですね、事実確認だけなんですけれど、⑥ごめんなさい、ページで言う6ページ目ちょっと見せてもらっていいですか。
0:46:23	はい。これで今回の更新対象回転数制御装置っていうのが赤点線で囲まれていますと。
0:46:33	それで、7ページ目にも書い件数制御装置の設置状況だと言って、写真が載っているんですけども。
0:46:47	回転数制御装置イコール、何ていうんすかね。この写真のと真ん中のバウンっていうふうに考えていいんですか。
0:46:57	簡単に言うとですね、6ページ目の下の交流遮断器であったり直流遮断器っていうのは、別の場面でやるっていうふうに理解していいんですかね。
0:47:08	HTTR平戸です。はいその通りでございます、この版とは別に、この差だけを収納している盤が設置されております。なるほど。わかります。
0:47:23	周波数変換器っていうのは一つの盤じゃなくて、二つか三つの盤で構成されているっていう理解でいいわけですね。はい。その通りでございます。わかりました。
0:47:37	それとですね。
0:47:40	ちょっと確認なんですけど、17ページ目、今度は28条の説明ですと、
0:47:51	運転状態っていうのが原子炉の運転状態で、これは運転パターンとしてですね、低角高並列体力っていうのがあります。
0:48:03	ですのでその時等をちゆ状態を、流量が違うんですよっていう説明があったと思うんですけど、まずその認識でいいですか。
0:48:13	はいHTTR船戸です配送の認識で大丈夫です。そうしたときに、これ単なる事実確認なんですけれどそうすると計画だと、一次冷却材の循環流量が決まっています、公園だと、この流量、
0:48:29	契約数だとこの流量単独だとこの流量っていうふうに決まっているっていうことですか。書いてあると私のイメージは。
0:48:39	何ですかね、運転の出力によって、いろいろ信号が入っていったら、一次冷却材の循環流量ってのは、微妙にちょこちょこ兆候変わってるんじゃないかなって思ってたんですけど。
0:48:55	そうではなくって、もう計画だと例えば105円だと、200、単独だと200兵力平気だと100とかっていうふうに決まっているっていう、イメージですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:11	はい。一井平田です。その運転状態運転パターンに応じて制御される流量値ってのは決まっております。
0:49:20	はい例えばその低角ですと、1 事業後 15トン、65トンに制御しなさいと。制御目標値がインバーター改良に入って、インバーター回路というのはその重要棟に制御するために回転するを、
0:49:35	上下にこう調整するといったようなもの。
0:49:39	です。なるほど。わかりました。
0:49:44	それとですね、先ほど説明があったこの 18 ページ目、結局、これらの負荷って何ですかって言うところで、温度上昇です。
0:49:59	ていうふうに言われたと思います。
0:50:03	それで、ごめんなさい。
0:50:07	温度上昇、熱応力の増加って考えていいんですか。
0:50:22	HTTRの平戸です。
0:50:27	藤。
0:50:28	そうですね許可上で言うと、添 10 のところの判断基準 2、いわゆるバウンダリーの温度、いわゆるその座材料ですね、材料の温度制限がありますので、
0:50:41	基本的にはその熱応力の、いわゆる
0:50:48	影響ですかね、そういったもの。
0:50:50	と認識しております。
0:50:53	なるほどねツーループというよりはそれ、
0:51:00	材料日を拳上大戸が決まっていて、それに対して厳しい側に行くってようなイメージですかね。
0:51:10	地域では磯通りですね、制限運動的なものです。これを、何となくありました、出荷を。
0:51:21	業界と待ってください。何かあったときかなあ。
0:51:37	なんか気になった。
0:51:50	規制庁もそうです。すいません。1 点だけ、先ほど加藤から申し上げた 18 ページの 54 条の適用性の書き方。
0:52:00	昨日の関係のところなんですけど、ここはおそらくですけど、その終発変換器っていうくりで書くのか、それとも今回更新するとの、会見制御装置、赤い点線の内側ですね。
0:52:13	ここの日に包括して書くのかで若干多分まとめ方が変わるのかなと思いますので、記載に直される際はその辺りも
0:52:23	考慮に入れていただければと思います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:26	はい。地域は平田です承知しました。北条加藤です。私から最後になりますが、これまたちょっと18ページ目で、先ほどのですね提示機能と災害制限機能のところとちょっと似ているんですけど。
0:52:44	適合性の説明のところですね。
0:52:47	更新において、原子炉冷却材圧力バウンダリの温度上昇、それと過冷却による反応度添加っていうふうに言った時に、
0:53:01	結局カーキ客による反応度添加っていうの温度上昇に繋がりますっていうことですよ。
0:53:11	はい。うん。そうすると、ただの前段に書かれている原子炉原子炉冷却材圧力バウンダリの温度上昇と、ただ結局最終的な要因としては一緒になるのかなと。
0:53:29	はい。HTTR一つは磯宗です。その通りです。うん。そうするとね、多分ここもちょっと何か書き方を工夫しなきゃいけないんじゃないかなと思うんですよ。
0:53:49	については捨ってそうですね最終反応度添加っていうのも最終的には温度上昇になりますから、極端な話とか冷却による反応度添加を抑制するっていう文言は正直、
0:54:02	この前段のおんなじ文章で読めてしまうし、そうそう
0:54:08	の対応関係っていうのを意識されてこういう記載をされたのかなと思うんですけども、近傍セーフティネットフィルタ技術基準規則との繋がりを明確。
0:54:19	にする富田当間、府川若生です。
0:54:23	それを抑制する機能がこれですっていうのが直接的にまとめられてる方がいいのかなという気は確かにしますね。
0:54:36	上地阿比留です。わかりました。技術基準規則の、はい。どうその技術基準規則に書いてあるものがHTTRだにあたるのバッファを防止するためにはどうしているのかと。
0:54:52	いうことを、わかるように、ちょっとさせていただきます。はい。
0:54:59	はい。です。
0:55:00	同じ、これは単なる心配だけなんですけれど、やっぱり、今回ものすごくありがたいことに、19ページ20ページ目ぐらいの参考で、作業風景いただいていると思っています。
0:55:13	最後に10ページ目のね、左上の写真のところ、
0:55:18	やはり、おそらく何か多分作業の計画書とカーただの経緯とかされているのが多分、細かく見えているんだと思うんですけど。
0:55:30	これと違ってアップしたとしても要するに個人情報とか大丈夫っていうところなんですけど。
0:55:37	すいません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:43	ちょっと確認しますそこは、
0:55:45	単に値に過ぎかもしれないですけど、もうちょっと確認してですね、そういうのがかかって行かれていますのであればマスキングとか、そういうのを検討していただきたいと。
0:56:02	わかりました。はい。
0:56:05	情報に限らず、公表可能なものかどうかという取り扱いをまず確認いただければと思います。
0:56:12	はい。しました。
0:56:15	1人いらっしゃいます。本日出る資料もヒアリングの資料とした公表予定になりますので、一緒専門部の確認いただいてからでお願いします。はい。まとめました。確認いたします。
0:56:29	ちょっと待ってくださいね。
1:02:59	来ていただくカトウでよろしいでしょうか。
1:03:01	はい。
1:03:02	まずですね、一番最初シノダの方から確認があった、6ページ目のところっていう、5、
1:03:12	1会場は安全保護回路課題インターの方に、経費指令っていうのを行ってインバーターを提出して、ヘリウム循環器も提出する機能がありますっていうことだったと理解していますが、そのうち、まずOKですか。
1:03:30	はい。ですが、HTTRの考えとしては、許可上において循環器を止めるのは、あくまで佐田沖の方をやって制動停止をするっていうことだったので、
1:03:45	今回削除しましたっていう、理解ですけどその理解が合ってます。
1:03:51	はいその通りです。ですね。それでちょっと今、うちここを3ヶ所で相談したんですけど、あのですね。
1:04:04	まず、実態上ここにもあるよっていうのを書いていただいた上で、ここ、あくまで、ヘリウム循環器を止めるのは、いわゆる基準適合で止めるっていうのは遮断器でやっています、
1:04:20	その安全を変えるからインバーター停止に行くっていうのは、
1:04:26	念のため、ジシュっていうか、基準適合とは切り離れた形でそういう機能もついてますっていう書き方をしていただきたいと思うんですけどいかがでしょうか。
1:04:41	地域代表です。わかりました。そうですね。いわゆる補助的といいますか、大きな企業としては、インバーター停止機能というのは事実ついていますので、そのような、ちゃんと注釈を書いてですね、
1:04:58	説明させていただきます。よろしく申し上げます。それとですね、12ページ目のところの中間熱交換機能法です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:14	それで事実としては、わかってもらいたいんですけど、ここについてはですね。
1:05:26	既存からいっちゃところを直して欲しいなと思ってるんですよ。
1:05:33	例えば大江市の許可がちょっといつあるかわからないんですけど、そのときに、記載の適正化っていう形で、今現状の 260 っていう値の方に直していただきたいと。
1:05:51	それをこの 12 ページ目のところに記載していただきたいと思っているんですけどいかがでしょうか。
1:06:02	H液安ヒラドです。わかりました。この事実は事実として、木曾理事、今までいいんでしょうか。そうです。実はこれを残しといてください。
1:06:13	そう。そうすると、これをいわゆる本文のいわゆる許可申請の時に記載の適正化を図らせていただきますのような、そのような記載を、
1:06:24	最後にちょっと記載させていただきます。よろしくお願いします。
1:06:30	それとそう。
1:06:38	次に規制庁イトウですけど、直近の許可変更でこの部分を変えなかったのは何か理由があるんでしょうか。
1:06:47	190 っていうのに、設計上意味があって、残す必要があったからその断面では変えないって判断をしたっていうことなのか。
1:06:59	もしお考えがあれば、
1:07:02	はい。ですねいわゆるこの中間熱交換器の電動機に係る、いわゆる
1:07:11	記載の、いわゆる何でしょう。対象を、すう勢の部分、申請する際にいわゆるここに該当するような事項がなくてですね。
1:07:22	今後その電動機を更新する際にですね、実際その時も許可出しますので、その時に、記載の適正化を図るということで、一応、そういった方針となってました。
1:07:36	そうすると、
1:07:40	大きく許可と設工認Gyaoない部分があることは認識をしていたんだけど、出すタイミングは今回ではないという形で、ちょっと例えば標準応答の、
1:07:52	設置変更時にはあえて出さなかったそういう。
1:07:58	はい一井CTO弘田ですはい。認識をしております、いわゆる、今後この電動機自体をですね、方針する際に、記載の適正化を図るような動きで言いました。
1:08:11	登記自体を、設置変更変えるってありえんですから、安齊大田のイメージが沸かなかったんで、例えばその出力がですね、ちょっと変わるとかですね性能が上がって、低出力のものでも、このような回転数を確保できるとか。
1:08:28	例えばですよ。はい。そういったもので電動機本体を何かこう更新する際リプレース際に、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:36	はい。
1:08:38	ということですね。はい。
1:08:44	190と260で、欠陥は262あったっていうのは、
1:08:50	産経としてはわかったんですけども、それが違うことによる影響系は、基本的には機能としては、会見数の方が大事なので、
1:09:04	規制が違うことは影響がないっていうことでいいですよ。
1:09:11	そうですね最終的には回転数といいますか、流量ですね、その必要な運転状態のうちに必要な流量が確保できるかといったところが、最終的には大事になってきます。
1:09:24	承知しましてありがとうございます。
1:09:47	規制庁カトウちょっと細かいところなんですけれど、大変恐縮なんですけれど、6ページ目のところで、取材喚起の機能を2分の2のところなんですけどね。
1:10:01	5ページ目で機能が10203っていうふうに書かれています。そこの対応関係を、縷々ごめん。6ページ目のところにも、どれが①に該当するか、どれが②に該当するか、どれが③に該当するかっていうのがわかるようにしてもらってよろしいですか。
1:10:22	はい、HTTRヒラドです。わかりました。パローと整合がとれるように、はい記載させていただきます。はい。
1:10:31	お願いします。
1:13:00	規制庁申し上げます。
1:13:05	こういうですね本日の確認しようと思ったことについては一通り確認できたかと思っ てはいるんですけど、それを踏まえましてですね。
1:13:15	今、
1:13:16	最初資料1の説明の中でも補正をということで説明ありましたけれど、
1:13:21	実際そのま補正という形で今まとめ作業されてるのかなと思うんですけど、いつ ごろに、補正という形でまとめようとしているのかっていうスケジュール。
1:13:32	について今何か見通しというものがあれば、
1:13:36	教えていただきたいんですがいかがでしょう。HTTR平戸です。まずこのいわゆる ヒアリングで作成しました資料が概ね
1:13:48	認められたらですねそれからどない審査ですとか、所内審査を進めていこうかなと いうふうに思っていたんですけども。
1:13:57	はい。
1:13:59	規制庁の加藤です。そうしますと、今日もですね、ちょっと事実確認させていただ いていろいろこちらから言わせていただいたんですけど、まず今日のコメントを 受けて、どういうふう直すかというのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:15	いつごろまで関わりますかね
1:14:20	そんなに難しいコメントしたとは思っていません、うちとしても状態の審査を進めたいので、うちとしては今週中ぐらいかなあと思ってるんですけどいかがですか。
1:14:37	地域は平田です。はい承知しました今週中を目途にですね、このパワーポイントの資料を直してですね、そちらに提示させていただきたいと思います。
1:14:58	閉めちゃって、
1:15:05	えっと、今の話は 13 で、規制庁イトウですけれどもすみませんちょっと追加できるだけ意味を理解した、教えていただきたいんですけども、13 ページのところで、加来城野に対する、
1:15:24	説明の要否を整理していただいている、
1:15:29	11 条の確認のところ、機能を健全に維持するための保守または修理の方針に変更はないため、該当しないってのはされているんですけども、以前、
1:15:45	その新規基準適合の設工認の中で、すべての設備に対して、どの条文をこう、
1:15:54	延期申請対象とするのかっていうのを、0 三角とかで、
1:15:59	表現されていたと思うんですけども。
1:16:02	その時に、この 11 条、機能面該当をする設備って、結構限定的に書かれていたと 思っていて、
1:16:13	今回、
1:16:16	その該当する設備、どういう考えで整備されたのかなっていうのを、まず教えて いただきたいなと思ってるんですが。
1:16:29	はい。HTTRの白戸です。そこはですね、その機能の確認に該当するところとしま しては、
1:16:42	棟内で影響安全重要度分類のクラス 1 クラス 2 が該当だったことを記憶してお ります。
1:16:55	なるほどが規制庁イトウです。
1:16:58	そういう分け方をされているので、許可上そういうふうに分けてるってことなん ですか。そうすると、
1:17:06	許可上っていうか確か新規基準の時に、ご説明した内容ではそういった内容に なって、
1:17:17	出るというふうに記憶しています。はい。規制庁伊藤です。そういうことですね。そ うするとその一次冷却系は全部対象になってなかったと思ってる、条例は非常系 っていうことで、対象になっていて、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:33	ただもともとちゃんと満足するようにしているので、休暇で読めるから、改めて申請はしないんだけど、みたいに整理は確かされていたと思うんですけど、そういう意味ではクラスでちゃんと整理されていてそれに従って、
1:17:49	やる場合はそういう意味では、そのバスで対象外なんだけれども、対象外にあるという設計に変わりませんってそういう意図だったですかね。
1:18:03	そうですね対象外ですけど。そう。方針に変更なん。そうですねその通りです。理解しましてありがとうございます。
1:18:19	規制庁の柴です。それではですね
1:18:24	まとめますと、今、
1:18:26	まずは周知についてはもう、読んでいる規則より間違いがあったということでこれは補正にて修正をするというふうに、
1:18:33	ことで今作業されているということと、あと資料については本日のヒアリングでこちらからした確認であるとか、そういったところを踏まえてまた修正をされると。
1:18:44	ということで方針がどういうふうに修正をするかっていうことについては今週中を目途に計上いただくということだと。
1:18:54	まとめたいと思います。他何かですね、
1:18:58	説明というか言っておきたいということがなければ本日のヒアリングはこちらで終了しようと思いますがいかがでしょうか。
1:19:06	はい。HTTRの方からは特にございません。
1:19:15	規制庁おっしゃいます。なんか久野ゴトウさんもよろしいですか。
1:19:21	はい。学部の古藤です。私からも特にございません。
1:19:26	ではこれいって本日のヒアリングを終了したいと思います。ありがとうございました。
1:19:32	ありがとうございました。ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。